公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３６号

山形県東置賜郡高畠町大字元和田1306番地
債務者　平吉弥商店こと　平　　良吉
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第４０号

山形県南陽市金沢509番地
債務者　トータルリペア新拓こと　五十嵐拓也
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第４２号

福島県郡山市開成４丁目５番10号　マルベリープレーンハイツ開成102号
債務者　佐藤　修一
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　好明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第４６号

福島県郡山市安積町成田字成田11番地
債務者　池澤　良子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大内　一宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第９１号

三重県津市藤方1758番地５
債務者　山川　裕朗
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石坂　俊雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月17日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１９１号

大阪府大阪市住之江区南港中３丁目８番21―808号
債務者　明海　勝人
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘高　悠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２６４号

広島県安芸郡熊野町萩原２丁目13番26―101号
債務者　塩谷　政宣
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和　宙優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３６１号

神戸市長田区腕塚町３丁目２番７号
債務者　篠原　泰治
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５５号

鳥取県鳥取市福部町湯山105番地
債務者　小谷　　亘
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　彬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８９号

大阪府和泉市伯太町６丁目10番20―207号
債務者　田島　康裕
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第８２号

神戸市西区水谷２丁目14番27―201号
債務者　永井　正幸
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　大貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号

長崎県大村市小川内町525番地23
債務者　植松　隆次
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第６６３号

札幌市豊平区月寒東３条６丁目３番９号　アサヒハイム月寒東Ａ棟102号
債務者　青柳佳津美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八代眞由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７１１号

札幌市東区北23条東１丁目５番２―205号
債務者　豊島　　竜
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　雄亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８６１号

神奈川県藤沢市遠藤864番地の２　トーンハイムⅡ103
債務者　窪田　洋美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原多江子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部